

# 日本税政連

発行所  
日本税理士  
政治連盟  
東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館(〒141-0032)  
電話 03(5435)0910  
定価 1部100円  
編集発行人  
小島 善弘  
税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

## 第二次推薦候補者を審議

### 第49回衆院選対応を確認

#### 正副会長会

日本税理士政治連盟は、会議には、正副会長構成のほかに、副会長(太田直樹)幹事長が出席したWeb会議にて、第49回衆院議員総選挙における当連盟の推薦候補者について、各単位税政連から提出された第二次推薦候補者(59人)の審議を行った。衆議院が解散された場合、1月14日に審議された。

## 税制改正重点項目を決定

### 第6回幹事会



日本税理士政治連盟は6月28日、第6回幹事会(渡邊輝男幹事長)を開催した。当日はWeb会議にて行われ、期大会の運営について、正副会長会にて決定された。第49回衆院議員総選挙では、令和3年9月30日開催予定の第55回定期大会について説明があり、今後のスケジュールについて確認した。令和4年度税制改正への対応について、重点項目である「適格請求書等保存方式を見直すこと」に、その導入時期を延期すること、「消費税の非課税取引の範囲を見直すこと」「基礎的な人的控除のあり方を見直すこと」に、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること、「災害損失控除」を創設することにも、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること」の4項目と33項目の令和4年度税制改正重点項目を決定した。

## 税制改正要望の実現に向け対応を

昨年同様、令和3年もコロナ禍により、税制改正への対応について例年と異なった活動を余儀なくされている。日税政は、日税連の要望を実現し、全国の会員



日本税理士政治連盟会長 太田直樹

の声を国政に反映させるという重要な役割を担っている。全国の単位税政連の会員の力を結集して積極的に対応していききたい。日税連において令和4年度税制改正に関する建議書に密着した税政連活動が必要である。全国の税理士が6月の理事会で機関決定されたが、その最重要要望は、適格請求書等保存方式(インボイス)に関する要望、消費税の非課税取引に

### 主な内容

- 3委員会が全体会議を開催 2面
- 資料・令和4年度税制改正要望 4~5面・別刷
- 資料・日税政推薦候補者一覧 6~7面
- アクティブ・高市早苗議員に聞く 8~9面

行われ、会議には、正副幹事長会構成員のほか、正副会長が出席した。第49回衆院議員総選挙について、衆議院が解散された場合、感染対策を取りながら対応していくことが確認された。

### 針葉樹

「やるやん」一読して思わずつぶやいた。読まれた先生方も多いであろうが、日税連が発行する「税理士界」5月15日号に掲載された香川大学法学部の島田優里さんのレポートである。日税連が開設した寄附講座で、日税連会長賞に選出されたレポートであるので優秀なのは当然かもしれないが、学部3年生とは思えない考察である。▼コロナという非常時から見えたわが国の財政と税制の諸問題と税理士の今後の在り方について述べている。

## 3税政連会長決まる

本年は役員改選の年に当たる。このほど名古屋、九州北部及び沖縄の定期大会で新会長が選任された。新会長の氏名は次のとおり。



上村常憲氏



菱田裕之氏



羽地明人氏

新会長(名古屋)菱田裕之氏(九州北部)上村常憲氏(沖縄)新副会長(沖縄)羽地明人氏

詳しくは **日本税理士共済会** からののお知らせ(8月17日発行予定)をご覧ください。

## おしどり保障

- 税理士とその配偶者が一緒に加入できる "ご夫婦の生命保障"
- 新規加入は65才まで、保障は80才まで。



8月下旬申込受付開始!

## 個人年金

- 税理士と事務所職員も加入できる "年金積立"
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。



にちげいきょうさい  
**日本税理士共済会**  
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321 <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

# 税制改正要望を協議

## 政策委員会をWeb開催

日税政は6月4日、第一回政策委員会(山田隆廣委員長)を開催した。会議はWeb会議システムにて行われ、太田直樹会長、渡邊輝男幹事長が出席し、主に税制改正への対応等について協議を行った。写真。



令和4年度「税制改正要望」は要望項目を建議書と同一の33項目のものとし、そのうち「個別要望項目」として、単位税政連へのアンケート結果でも要望が多かった「消費税軽減税率制度の廃止」「基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設」「所得税の確定申告期限の延長」等の12項目を陳情の際に使用する案としてとりまとめた。日税連では、建議書を6月23日の理事会で機関決定し、国税庁等関係省庁に提出予定である。「税制改正要望」及び「重点要望項目」の今後の取り扱いについては、6月28日開催の幹事会の機関決定を経て各政党及び国会議員等へ提出、陳情していく。会議ではその他、定期大会議案について検討を行った。



## アンケート結果を報告 後援会対策委員会を開催

日税政は6月14日、

第5回後援会対策委員会(南条圭雄委員長)を日本税理士会館(品川区)において開催した。当日はWeb会議システムを併用して議事が行われ、構成員のほか、渡邊輝男幹事長が同席して行われた。写真。会議では、次年度事業計画案や「令和2年

## 早期の陳情活動を確認 国対委員会をWeb開催



日税政は6月7日、国対委員会(吉川裕一委員長)を開催した。会議はWeb会議システムにて行われ、太田直樹会長、渡邊輝男幹事長が出席した。写真。会議では、令和4年度税制改正要望実現に向け、早期に国会議員等に対して陳情活動を行っていくことが再確認された。その他、陳情活動の時期を前倒しすること

「一方合唱隊」など様々な人々の第1工と知恵で合唱団は検討を重ねた結果九一はごの形を作り上げた。開催を断念した。コロナ禍の下、人とのつながりが制限され、特に合唱は最も危険な行為とすら言われている。だからこそ、「抱き合おう、東海 平岡 直子 世界のみなさん」により無観客とかな、像と歌声と、生演奏と歌い、人と人がつながり続けること。渡裕氏を中心とした指揮者のタクトを通り、こころのこころ「いろいろなことを」り、素晴らしい演奏が今心に響く。今年という強い気持ちだった。地元の合唱団で10年連続で「オンライン」リモート年前から年末に第九いと願っている。

### 地方短訊 コロナ対策で規模縮小 第48回定期大会を開催 名古屋税理士政治連盟

名古屋税理士政治連盟(平昌彦会長)は6月11日、名鉄ニューグランドホテル(名古屋)で第48回定期大会を開催した。写真。本年度は昨年引き継ぎ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国会議員等の招待を断念し、代議員の議事参加の方法に「Webシステム」による出席を加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した運営を行った。尾崎秀明副

選んでよかった! JDL

# 人工知能が仕訳入力を担う。

## G-step<sup>®</sup>N 新登場

AI-OCR 仕訳入力システム 標準搭載

新開発の「AI-OCR仕訳入力システム」が、会計事務所の実務を飛躍的に改善します。証ひょうから仕訳生成に必要な情報を自動で抽出。これからは仕訳入力をAIが担います。AI Readyの「JDL SERVER G-step N」が実現する驚きの業務効率化を、ぜひ、あなたの事務所へ。

株式会社 日本デジタル研究所 本社/〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表) JDLホームページアドレス https://www.jdl.co.jp/

ぜひ、デモンストレーションをお申し込みください! JDL G-step N 検索

地方短訊

第53回定期大会開催  
上程の全7議案承認

九州北部税理士政治連盟

九州北部税理士政治連盟(上村常憲会長)は、6月18日ホテル日航福岡(福岡市)において第53回定期大会を開催した。写真。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応策として、時間を短縮しての大会となった。

太田直樹日税政会長を来賓に迎え、冒頭に上村会長はあいさつに立ち、「会員の皆様方



議員連盟ニュース

自民党の税理士制度改革推進議員連盟に、新たに次の議員が加入した。これにより同議連メンバーは259人(衆議院議員109人、参議院議員60人)となった。(令和3年6月20日現在) 武村展英 衆・滋賀3区

議員連盟二ニュース 重要な働きをしてい

漢流

令和2年度の財政はコロナ対策のための財政支援で過去に類を見ない歳出がおこなわれた。例年財務省で公表している「一般会計収

収、歳出総額及び公債発行額の推移」を見ると、令和元年度の一般会計歳出10

1.4兆円に対し令和2年度は175.7兆円と73.3%増と過去最高額であった。基礎的財政収支は赤字をつづけており、推移グラフを「ワニの口が開いたよ

うだ」と表現されてきたところであるが、ついに令和2年度においては「ワニの顎が外れた」状態となった。とても笑える話ではない。当然突出した歳

出は特例公債で賄っており、令和元年度の発行が27項目の実現に向けて一致団

・4兆円に対し、令和2年度は90兆円と3倍以上となっている。累計発行残高も約700兆円に達する状況が予定されており、陳情と選挙対策が後手にならない

とすべくである」と指摘している。衆議院議員の解散総選挙が予定されており、陳情と選挙対策が後手にならない

とすべくである」と指摘している。衆議院議員の解散総選挙が予定されており、陳情と選挙対策が後手にならない

コロナ禍における財政収支

最後に、にわかに法人税率引き上げについて、米

率引き上げについて、米英国が方針転換を表明し、世界的な最低税率の導入の議論が進みそうである。日本においても麻生財務相が

「法人税率引き下げ競争を止める意味でもいい流れだ」と評価した。今後の財政収支を考えると、注

視していききたい。(吉田)

地方短訊

第25回定期大会開催  
新会長に羽地氏選任

沖縄税理士政治連盟

沖縄税理士政治連盟(國仲勝則会長)は、6月17日、沖縄ハーバ

ービューホテル(那覇市)において、第25回定期大会を開催した。写真。

冒頭、國仲会長から「令和3年度税制改正

大綱において税理士制度の見直しは令和4年度以降の改正に向けた検討事項として取り上げられ、ICT化とウ

イズコロナ時代への対応、多様な人材の確保、税理士に対する信頼向上を図るための環境整備について、具体的な改正法案の検討が進められることとなった。

本日、役員改選を含めた議案上程をするが、このような環境にあって、会員、役員、執行部が一致団結して政治連盟活動を行うことが必要である」とのあいさつがあった。

上程された第1号議案から第6号議案までが、すべて原案通り可決承認され、新会長に羽地明人氏が選任された。



尾身会長見解に聞かぬ政府 大きな声となるとこれしかない...か

長comes祝辞があり、最後に太田日税政会 大会は終了した。



「令和3年度税制改正大綱において税理士制度の見直しは令和4年度以降の改正に向けた検討事項として取り上げられ、ICT化とウイズコロナ時代への対応、多様な人材の確保、税理士に対する信頼向上を図るための環境整備について、具体的な改正法案の検討が進められることとなった。

退職金対策、考えていますか?!

ぜいたいきょうは、1983年(昭和58年)の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。

退職金のことなら

ぜいたいきょうにお任せください!

安心できる退職金制度は? 関与先にも紹介したい...

ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は...

- 満65歳未満までOK! 関与先の皆様もご加入できます 複利はなんと2%!!!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上 月額3,000円から確かな保証!
- 充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意) 制度の詳細はホームページをご覧ください

えっ? 複利で2%!?

会員急増中!

より分かりやすくリニューアル!

ぜいたいきょう

# 令和4年度税制改正に 関する要望

## 令和3年6月

### 日本税理士会連合会 日本税理士政治連盟

日税政は、令和4年度の税制改正への対応として、6月28日の幹事会で2つの要望書を機関決定した。一つは日税連の税制改正建議と同内容の33項目からなる「令和4年度税制改正に関する要望」、もう一つは、特に緊急と思われる最重要要望4項目。

置した上で、その他の所得控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な限り税額控除方式等に移行すれば、所得再分配機能を一定程度回復させることができると考える。

また、申告納税者の所得負担率は、合計所得金額が1億円をこすに、所得金額が増加するほど減少する傾向が見られる。これは、有価証券の譲渡益に対して低い比例税率が適用されるためであり、格差を増幅させる一因となっている。したがって、有価証券の譲渡益課税に

業の存続や新規事業への取組みに対して、今後も税制による継続的な支援が必要である。相続特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要であるとして、廃止を含めた見直しを検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

#### 「税制に対する基本的な視点」

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

## 今後の税制改正についての基本的な考え方

### 【所得税】

近年、我が国では所得再分配機能の回復や、経済社会の変化による多様な所得の稼働形態や働き方に対応した仕組み等を指す観点から、所得税の抜本的な改正には至っていない。

課税を行うための負担調整措置として、所得の種類に応じた所得計算段階での控除と、個々の人的事情を考慮した基礎控除等の各種の所得控除が設けられている。多様化した所得の稼働形態や働き方に対する課税の中立性・公平性を図るためには、所得計算上の控除を縮減し、基礎的な所得控除を中心とした制度を構築すべきである。また、基礎的な個人所得課税においては、最低生活費部

また、申告納税者の所得負担率は、合計所得金額が1億円をこすに、所得金額が増加するほど減少する傾向が見られる。これは、有価証券の譲渡益に対して低い比例税率が適用されるためであり、格差を増幅させる一因となっている。したがって、有価証券の譲渡益課税に

業の存続や新規事業への取組みに対して、今後も税制による継続的な支援が必要である。相続特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要であるとして、廃止を含めた見直しを検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

分配機能が果たされることができると考えられる。地方自治法において、住民は、地方団体の役務の提供を受ける権利があることにも、その負担を分任する義務を負うことが規定されており、応益課税は、住民自治の考え方に適合しているといえる。

### 【法人税】

我が国の法人税は、税率引下げに伴う税収

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあるところ、近年、法人税率の最低税率の導入口が国際的に検討されている。

### 【消費税】

消費税は我が国の基

消費税は我が国の基

消費税は我が国の基

消費税は我が国の基

消費税は我が国の基

消費税は我が国の基

### 【相続税・贈与税】

平成25年度税制改正

平成25年度税制改正

平成25年度税制改正

平成25年度税制改正

平成25年度税制改正

平成25年度税制改正

### 【地方税】

地方税制は、地方行

地方税制は、地方行

地方税制は、地方行

地方税制は、地方行

地方税制は、地方行

地方税制は、地方行

いわゆる「ふるさと納税」については、制度の構想段階から懸念されていた返礼品競争が社会的な問題となってきたが、これ以外にも制度を利用できる者としてきない者との間の公平性の問題や、受益を受けている現居住地の財源を減少させてしまうことなど、地方財政にとって深刻な問題を生じさせていることからも、寄附税制としての位置付けを徹底するなど、制度のあり方の見直しを検討する必要がある。

【納税環境整備・その他】  
1 経済社会の環境変化と納税環境の整備  
企業がデジタル技術等を活用し、顧客等のニーズを基にビジネスモデルや企業文化・風土等を変革し、競争上の優位性を確立させるデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応は、より迅速かつ具体的なものとなることが求められている。これに加えて新型コロナウイルス感染症の拡大により社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなっている。

税務の分野においては、国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等の手続については概ね8割を超え、既に定着した感があるが、所得

税申告では6割の水準にとどまっている。個人の納税者における電子申告をさらに普及させるためには、納税者の多様性を理解し、柔軟な制度設計とシステム構築が求められる。また、大企業では電子申告の義務化が令和2年4月から実施されているが、書面での申告書提出が一切認められないなど硬直的な対応となっている。今後、状況に応じて柔軟な措置が講じられるべきである。

税務調査においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により従来の対面による実施が困難な場合が想定される。行政事務効率化の観点からも、この機会にデジタル化を念頭に置いて新しい税務調査の手法について、制度面も含めた見直しが行われるべきである。なお、税務調査において、課税庁が納税者の保有するクラウド上のデータを活用する場合などには、納税者に許諾を求めるといった一定の配慮が必要である。

電子申告・納税システムの利用範囲を、各種文書提出や問合せ対応等の事務など、課税庁と納税者の双方での利活用が可能となるよう見直すべきである。

2 税務におけるDXの具体的な推進  
「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況によれば、ビッグデータを念頭に置いたAI(Artificial Intelligence)やBI(Business Intelligence)・BA(Business Analytics)ツールを調査・徴収事務で活用することが取り上げられている。課税庁が有する各種情報について、個人情報等に十分な配慮が求められることは当然であるが、課税庁の事務だけでなく、申告を行う際に参考となる情報が納税者に対しても提供されることは、申告納税の理念からも重要なことである。

今後検討が始まる税務分野のデジタル化については、システムを保有する課税庁とシステム開発業者に加え、ユーザーとも位置づけられる納税者及び税理士からの視点は不可欠である。適正な税務申告の体制を実現するために、制度設計から運用・検証に至る各段階で、納税者・税理士の意見を取り入れる仕組みを構築すべきである。

3 国税通則法等  
複雑で難解な税法及び税務手続を専門家でない納税者が正しく理解することは必ずしも容易ではなく、納税者が誤った理解の下に不利益を被る可能性が高い。そのような状況において、納税者の最低限の権利保護を目的として、諸外国にも例の

多い納税者憲章を制定するとともに、国税通則法第一条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すべきである。また、実地の調査の事前通知事項について、その通知方法は法令上規定されており、原則として電話により口頭で行うこととされている。しかし、通知事項の分量や内容によっては、正確に記録することが困難な場合も少なくなく、多くの時間を要することもあり負担が大きい。したがって、納税者又は税務代理人と税務当局が合意した場合には、一定の事項について書面による通知を行うこと、又は、事前通知を電子で行うことも検討すべきである。

4 公会計制度  
国及び地方公共団体の財政状態や、行政コストの内容等を容易に把握するため、複式簿記や発生主義による「国の財務書類」等がより一層活用されるよう取り組むことが必要である。

5 成年後見制度  
成年後見制度の一層の活用を促進するため、例えば、所得税法及び相続税法上の障害者の範囲を見直し、被保佐人、被補助人及び任意後見における委任者で任意後見契約が有効した者についても障害者とするの適用対象とする

など、関連する税制及び税務上の取扱い等を見直す必要がある。

6 カーボンプライシング(炭素税等)  
政府は、パリ協定やSDGsを踏まえた地球温暖化対策の一環として、税制のグリーン化を推進するとの方針を示し、近年、エネルギー課税や車体課税等を中心に税制改正を加速させるとともに、新たな解決方法としてカーボンプライシングの検討を開始している。カーボンプライシングは、温室効果ガスの削減に資するだけでなく、あらゆる主体に対し脱炭素社会に向けた資金を含む資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長を実現する役割も期待できるものであるが、その導入にあたっては、例えばその税収等を活用して他の税目における減税措置を講じるなど、事業者、特に中小企業者の経営には十分配慮すべきである。

また、脱炭素社会に向けて、より効率的な税制を構築する観点から、国と地方を通じた環境関連税制の体系を再検討する必要がある。

【国際税制】  
「BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト」の勧告を踏まえ、過剰な国際的な節税策への対応として、租税回避を主たる目的

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。

6. 中小法人の減価償

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。

6. 中小法人の減価償

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。

6. 中小法人の減価償

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。

6. 中小法人の減価償

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

4. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。

6. 中小法人の減価償

引に引き直して課税を行う「一般的租税回避否認規定(GAAR)」を導入すべきとの意見がある。しかし、GAARは、その規定の性格上、表現が抽象的にならざるを得ず、そのため、納税者の予測可能性を著し、課税庁による拡大的、恣意的解釈を招くおそれもある。租税法主義の観点からは、こうした規定は導入すべきではなく、個別要件規定を必要に応じて立法化していくことで解決すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける「義務的開示制度」については、租税法主義に基づき我が国の税法体系との整合性を踏まえつつ、その導入の是非を慎重に検討し、仮に導入する場合には納税者に過度な事務負担を与えない制度とすべきである。

【所得税】  
1. 公的年金等を雑所得から分離し、独立した所得区分とする

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。

### 税制改正要望項目

### 令和4年度税制改正 最重要要望

### 【地方税】

- 役員給与  
(2)退職給付引当金・賞与引当金  
(3)貸倒引当金  
(4)少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。
- 交際費等の損金不算入制度について、損金算入要件を緩和すること。
- 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。
- 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対して選択によって申告をしながらも納税義務が免除される制度を創設すること。
- 簡易課税制度のみならず仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。
- 仕入税額控除制度における、いわゆる95%ルール」の適用要件を緩和すること。
- 相続税・贈与税  
(2)取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。
- 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。
- 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。
- 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長すること。
- 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。
- 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。
- 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。
- 課税対象事業及び税率を見直すこと。
- 基準期間制度を廃止し、個人事業税の事業主控除額を引き上げること。
- 納税環境整備・その他  
(26) 税務手続において電子申告等の活用を促進すること。
- 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減を図ること。
- 災害対応税制  
(32) 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。
- 東日本大震災復興特別区域法の適用要件を緩和すること。
- 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。
- 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。
- 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。
- 課税対象事業及び税率を見直すこと。
- 基準期間制度を廃止し、個人事業税の事業主控除額を引き上げること。
- 納税環境整備・その他  
(30) 外国税額控除について、控除限度超過額の繰越期間を延長すること。
- 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減を図ること。
- 災害対応税制  
(33) 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。
- 東日本大震災復興特別区域法の適用要件を緩和すること。

# 第49回衆議院議員

## 総選挙における推薦候補者

日本税理士政治連盟は、正副会長会において、第49回衆議院議員総選挙における推薦候補者延べ259人を決定した。

以下、衆院選における日税政の推薦候補者を掲載する。(敬称略、順不同。所属政党は6月28日現在。カッコ内の「現」は現職議員を示す)

### 東京税理士政治連盟

海江田万里	東京1区	立憲民主党	現
山田 美樹	東京1区	自由民主党	現
辻 清人	東京2区	自由民主党	現
石原 宏高	東京3区	自由民主党	現
松原 仁	東京3区	立憲民主党	現
平 将明	東京4区	自由民主党	現
若宮 健嗣	東京5区	自由民主党	現
越智 隆雄	東京6区	自由民主党	現
松本 文明	東京7区	自由民主党	現
石原 伸晃	東京8区	自由民主党	現
鈴木 隼人	東京10区	自由民主党	現
下村 博文	東京11区	自由民主党	現
岡本 三成	東京12区	公明党	現
鴨下 一郎	東京13区	自由民主党	現
松島みどり	東京14区	自由民主党	現
柿沢 未途	東京15区	無所属	現
菅 義偉	神奈川2区	自由民主党	現
菅 直人	東京18区	立憲民主党	現
長島 昭久	東京18区	自由民主党	現
松本 洋平	東京19区	自由民主党	現
末松 義規	東京19区	立憲民主党	現
木原 誠二	東京20区	自由民主党	現
小田原 潔	東京21区	自由民主党	現
大河原雅子	東京21区	立憲民主党	現
伊藤 達也	東京22区	自由民主党	現
山花 郁夫	東京22区	立憲民主党	現
小倉 将信	東京23区	自由民主党	現
萩生田光一	東京24区	自由民主党	現
井上 信治	東京25区	自由民主党	現

### 東京地方税理士政治連盟

浅尾慶一郎	神奈川4区	自由民主党	元
鈴木 馨祐	神奈川7区	自由民主党	現
三谷 英弘	神奈川8区	自由民主党	現
笠 浩史	神奈川9区	無所属	現
田中 和徳	神奈川10区	自由民主党	現
小泉進次郎	神奈川11区	自由民主党	現
阿部 知子	神奈川12区	立憲民主党	現
甘利 明	神奈川13区	自由民主党	現
あかま二郎	神奈川14区	自由民主党	現
河野 太郎	神奈川15区	自由民主党	現
義家 弘介	神奈川16区	自由民主党	現
後藤 祐一	神奈川16区	立憲民主党	現
牧島かれん	神奈川17区	自由民主党	現
山際大志郎	神奈川18区	自由民主党	現
中谷 真一	山梨1区	自由民主党	現
堀内 詔子	山梨2区	自由民主党	現

### 千葉県税理士政治連盟

門山 宏哲	千葉1区	自由民主党	現
田嶋 要	千葉1区	立憲民主党	現
小林 鷹之	千葉2区	自由民主党	現
松野 博一	千葉3区	自由民主党	現
野田 佳彦	千葉4区	立憲民主党	現
藪浦健太郎	千葉5区	自由民主党	現
渡辺 博道	千葉6区	自由民主党	現
齋藤 健	千葉7区	自由民主党	現
櫻田 義孝	千葉8区	自由民主党	現

### 関東信越税理士政治連盟

太田 和美	千葉8区	れいわ新選組	元
奥野総一郎	千葉9区	立憲民主党	現
林 幹雄	千葉10区	自由民主党	現
谷田川 元	千葉10区	立憲民主党	現
森 英介	千葉11区	自由民主党	現
浜田 靖一	千葉12区	自由民主党	現
富田 茂之	比例南関東	公明党	現

### 近畿税理士政治連盟

新藤 義孝	埼玉2区	自由民主党	現
黄川田仁志	埼玉3区	自由民主党	現
枝野 幸男	埼玉5区	立憲民主党	現
牧原 秀樹	埼玉5区	自由民主党	現
大島 敦	埼玉6区	立憲民主党	現
小宮山泰子	埼玉7区	立憲民主党	現
柴山 昌彦	埼玉8区	自由民主党	現
山口 泰明	埼玉10区	自由民主党	現
小泉 龍司	埼玉11区	自由民主党	現
土屋 品子	埼玉13区	自由民主党	現
三ツ林裕巳	埼玉14区	自由民主党	現
塚田 一郎	新潟1区	自由民主党	元
鷲尾英一郎	新潟2区	自由民主党	現
齋藤 洋明	新潟3区	自由民主党	現
菊田真紀子	新潟4区	立憲民主党	現
国定 勇人	新潟4区	自由民主党	新
泉田 裕彦	新潟5区	自由民主党	現
高鳥 修一	新潟6区	自由民主党	現
若林 健太	長野1区	自由民主党	元
務台 俊介	長野2区	自由民主党	現
井出 庸生	長野3区	自由民主党	現
後藤 茂之	長野4区	自由民主党	現
宮下 一郎	長野5区	自由民主党	現



アクティブ

高市早苗議員に聞く

後援会長のそれぞれの観点に立った理想的な政治家像・後援会像、そして被後援者から税理士会へのメッセージについてインタビューを行っている。今回は、経済産業副大臣、内閣府特命担当大臣、総務大臣等、数々の要職を歴任し、長年にわたり内閣を支えてきた高市早苗議員と税理士による高市早苗後援会の武野勝文後援会長から話を聞いた。

日本税理士政治連盟は、300を超える税理士による国会議員等後援会を各地で結成し、税理士業界に理解のある議員を応援している。そして活発な後援会活動を通して被後援者との関係を深め、毎年の税制改正では積極的に要望し、活動し続けている。本紙では、全国の後援会活動を更に推進していくため、後援会が行なっている日常活動や被後援者



高市議員

〈出席者〉

- 自民党衆院議員(奈良2区) 高市 早苗
- 税理士による高市早苗後援会会長 武野 勝文
- (司会)後援会対策委員長 南条 吉雄
- 同副委員長 長尾 仁

家族とも交流できる後援会として

後援会設立の経緯、組織の現状 仰っており、私も同じ考えを持っており、後援会の設立と同時に上原

武野 高市議員の後援会は平成11年の 先生から幹事長を依頼され、高市議員 1月18日に設立され、現在の会員数は の後援会がスタートしました。後援会 118名です。 設立後、3年経った平成14年4月の定 期総会をもって、私が会長に就任しま

上原先生は、「高市議員は税理士 会にとってこれから応援すべき議員で あり、人柄・経歴を見ても大臣になる べき」という大きな期待感を持っ ています。印象に残っていることは、「選挙応援

高市 早苗(たかいち・さなえ) 昭和36年3月7日生まれ。平成5年衆議院議員に初当選。経済産業副大臣、内閣府特命担当大臣、自由民主党政務調査会長、総務大臣を歴任。総務大臣には5回任命され、史上最長在職期間を記録。

楽しく幸せに活動する後援会

高市衆院議員



高市議員を囲んで

友達です。後援会 の前には、私の国政報告会をさせてい の会合では必ず催 たい、税理士の先生からも税制改正 があります。ミ 要望書の説明を伺います。しっかりと ユーリシヤンの演 奏を生で聴けたり みます。日曜日の朝から奈良に帰って、 もしますし、ピン その日のうちに上京しなければならな りました。笑顔が 溢れる後援会で 焼肉パーティーを する、スーツが 焼肉臭くなって新幹線や飛行機に乗 りづらいです(笑)。

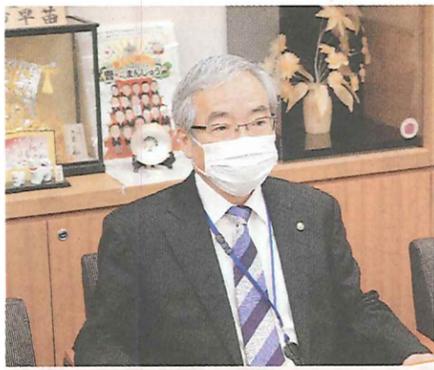
の難しさが挙げられます。2005年 て、滅多にないと思います。夏場は汗 を垂らしながら、焼肉パーティーを するのですが、こちらでも家族の参加 が2つあり、応援体制には苦慮しま したね。今となっては、「昨日の敵は 今日の子」といふような感覚です。 高市議員は人柄も本心に素直らしい ですね。総務大臣在職中には、公務で 多忙にも関わらず、何度もわれわれの 要望を聞く機会を設けていただきました。 阪神・淡路大震災の時にも、真っ 先に税理士会のことを心配してくださ りましたね。

武野後援会長の人柄が溢れる後援会として

国政報告会・定期総会の開催に ついてお聞かせください。 武野 ます、国政報告会については、年 中2回開催しております。1月に新 春の集い」といった会合を行い、その 中で高市議員に国政報告をしていただ きます。また、8月から10月にかけて 実施する定期総会の際にも国政報告を していただいております。その後はお 待ちかねの焼肉パーティーです (笑)。高市議員のご講演により、国 政にかける情熱や、国会の審議状況等 を知ることができ、大変有意義な時間 になります。

後援会が設立されて22年が経過 しますが、こんなに長い間、税理士の 先生とお付き合いができて、大変光栄で す。武野後援会会長をはじめ、後援会の 皆様にはいつもお世話になっており、 ありがとうございます。税理士に 高市早苗後援会は、ひと言で申し上げ ると、楽しく幸せに活動する後援会で す。武野会長はネットワークが非常に 広く、芸能人やミュージシャンともお

懇親会では、会食時に税理士でピア ノの上手な先生に演奏をしていただい ています。他にもベリーダンスを企 画したこともあり、飽きがない と思います。



長尾後援会対策副委員長

高市議員の政治家としての理念や中小企業対策をお聞かせください。

**高市** 国の究極の使命は、「国民の皆様の生命と財産」「国土と資源」「国の最小化」とは、第一に、防災対策の強化の主権と名譽「を守り抜くことだと考えています。

### 政治家としての理念・中小企業対策

高市議員の政治家としての理念や中小企業対策をお聞かせください。

**高市** 国の究極の使命は、「国民の皆様の生命と財産」「国土と資源」「国の最小化」とは、第一に、防災対策の強化の主権と名譽「を守り抜くことだと考えています。

今年には衆議院議員総選挙が実施されます。後援会としての支援をお聞かせください。

**武野** コロナ禍で感染防止に配慮しながら活動していかなければならないので、例年とは異なった対応を余儀なくされております。その中で後援会として計画しているのは、「税理士による高市早苗後援会だより」というものを作成しており、その中に高市議員の挨拶を入れて、会員に発送しようと考えております。

### 選挙支援について



武野後援会長

今年には衆議院議員総選挙が実施されます。後援会としての支援をお聞かせください。

**武野** コロナ禍で感染防止に配慮しながら活動していかなければならないので、例年とは異なった対応を余儀なくされております。その中で後援会として計画しているのは、「税理士による高市早苗後援会だより」というものを作成しており、その中に高市議員の挨拶を入れて、会員に発送しようと考えております。

# 選挙では力強くバックアップ

## 武野後援会長

一人でも多く高市議員のファンになっていただけるよう尽力

**高市** コロナ禍において、政府の施策を知らないで倒産する企業や、社会保障制度を知らないで命を落とされる方もおられます。税理士の先生方がクライアント先を訪問する時に、これは使えない、といった政策を伝えていただければ嬉しいですね。中小企業の経営状況を熟知している税理士の先生だからこそ、的確なアドバイスができると思います。



### 対談を終えて

後援会対策委員長 南条 吉雄

本日は、高市議員から後援会の現状について大変貴重なお話をいただきましたが、限りある紙面のため全て掲載できないのは残念です。本企画にご協力いただきました高市早苗事務所のスタッフの皆様、後援会会長など関係各位に改めてこの場で厚くお礼を申し上げます。

象外だった県管理の2級河川や市町村の消費電力は莫大です。情報通信関連の消費電力量は、2030年には現在の約30倍になると予測されています。これは水素製造などに必要な電力です。既に官房長官にはお願いをしませんが、コロナ禍前の令和元年度とコロナ禍の令和2年度の課税所得を比較すると、消費電力量は激増するわけですね。私には、「AI、データセンター、クラウドコンピューターの省力化の研究開発の促進」と「安定的な電力供給体制の構築」を提唱してまいります。

第3に、大規模災害や感染症の発生などの緊急時にも、生活・医療・産業に必要な物資の国内生産と調達を可能にする施策の構築です。昨年来、私達は、マスク、消毒液、医療用ガウン、人工呼吸器、半導体の不足を経験した日本では、政府が産業界に命令をするような根拠法はありませんが、時に事業主体が無くなっていくような状況に、各種支援策を思い切った講じることが必要です。地方では、消費爆発を生産を要請できるような施策作りが必要に「選ばれる商品やサービス」を考へておくことも必要です。

# コロナ禍における 後援会活動に関する アンケート結果の概要について

後援会対策委員長 南条 吉雄

## I はじめに

令和2年4月7日に東京をはじめとして、7都道府県に初の緊急事態宣言が発令され、4月16日に対象地域が全国に拡大されました。現在も新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、税理士による国会議員等後援会(以下「後援会」という)の活動は大変厳しいものとなっております。しかしながら、各後援会では、感染予防に配慮しながら、定期総会や国政報告会、陳情等を実施している報告があり、コロナ禍において工夫しながら、議員と接触していることが分かりました。

## II 後援会活動について

(一)の数字は前回調査時のものである。

### 1 定期総会

コロナ禍において、会場開催のみならず、書面やリモートで開催

コロナ禍において、会場開催のみならず、書面やリモートで開催した後援会も見受けられた。

全体で総会開催した後援会は83(19.5%)のうち、本人出席52(18.3%)、総会開催し

た後援会で書面、リモートによる開催が31合

開催が31合、開催が31合

開催が31合、開催が31合

開催が31合、開催が31合

開催が31合、開催が31合

開催が31合、開催が31合

開催が31合、開催が31合



感染防止に配慮しながら、小泉環境大臣に陳情を実施した後援会

66・2%であり、コロナ禍において減少した。未視察の理由として、単位税政連の指示による、コロナ禍のため、不要不急、議員多忙、視察の必要性を感じていない等が挙げられた。

今後の対応として、コロナの状況により対応する、令和3年分の視察は実施する予定で、議員と日程調整を早めに行い視察出来るよう進めたい等が挙げられた。

年々、国会議員の未視察が増加している。税務相談は税理士の独占業務であり、無料税務相談は社会貢献活動である。議員本人の視察減少は大きな課題である。

今年実施される衆議院議員総選挙、来年7月に任期を迎える参議院議員通常選挙に向け、実施予定の選挙支援について聞いた。

電話戦術148(10.5%)、葉書59(5.6%)、決起大会84(10.2%)、街宣車2(1%)、その他86(22.2%)である。

その他の対応として、コロナ禍で出来ることで支援する、駅前でのヒラ配り、紹介名簿を作成、後援会のパンフレット配布等が挙げられた。各会の特性を生かしながらの戦術と推測する。60%(39.8%)の後援会が電話戦術の支援を予定しており突出している。

前回のアンケート調査時に比べて「決起大会」が減少しているが、コロナ禍において、定期総会、国政報告会同様、難しいであろう。

後援会がコロナ禍において活動制限を強いられ、活動が停滞することはやむを得ないことである。

しかし、いつか必ずコロナは収束する。生活様式の変化が進む中、環境の変化に対応していく必要がある。

後援会活動も例外ではなく、リモートを通じて議員と繋がる環境を整えることなど求められている。

これにより、後援会の組織拡大と活動の活性化に資するものと確信している。まずは一歩を踏み出すことである。税理士による「後援会」は税政連運動の中核的存在である。

昨年11月19日に開催された「全国後援会対策委員会」において、後援会活動活性化策として、議員との接触機会をより多く求め、後援会相互の情報共有、秘書との勉強会開催等の意見が出されたことを付記いたします。

後援会がコロナ禍において活動制限を強いられ、活動が停滞することはやむを得ないことである。

しかし、いつか必ずコロナは収束する。生活様式の変化が進む中、環境の変化に対応していく必要がある。

後援会活動も例外ではなく、リモートを通じて議員と繋がる環境を整えることなど求められている。

これにより、後援会の組織拡大と活動の活性化に資するものと確信している。まずは一歩を踏み出すことである。税理士による「後援会」は税政連運動の中核的存在である。

## III まとめ

後援会がコロナ禍において活動制限を強いられ、活動が停滞することはやむを得ないことである。しかし、いつか必ずコロナは収束する。生活様式の変化が進む中、環境の変化に対応していく必要がある。後援会活動も例外ではなく、リモートを通じて議員と繋がる環境を整えることなど求められている。これにより、後援会の組織拡大と活動の活性化に資するものと確信している。まずは一歩を踏み出すことである。税理士による「後援会」は税政連運動の中核的存在である。昨年11月19日に開催された「全国後援会対策委員会」において、後援会活動活性化策として、議員との接触機会をより多く求め、後援会相互の情報共有、秘書との勉強会開催等の意見が出されたことを付記いたします。

アンケートの質問においては、従来のアンケート



定期総会もマスクを着用し、人数を制限して開催

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

# 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

資料請求先 (株)日税連保険サービス  
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階  
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907  
ホームページ [www.zeirishi-hoken.co.jp](http://www.zeirishi-hoken.co.jp)

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会





全税共扱いの保険にご加入の皆さま!

# ご活用ください 暮らしを応援する 全税共の会員サービス

## 事業承継にお悩みの関与先はいらっしゃいませんか? 事業承継(M&A等)顧客紹介制度

M&Aのみならず、親族・従業員承継や廃業に伴う不動産売却などあらゆる角度から事業承継をサポートします。



本件に関するお問い合わせ先 三井住友信託銀行プライベートバンキング企画推進部 **03-3286-8493**

ご利用無料

経験豊富な税理士が税務に関わる悩みやご相談にお答えします

## 悩む前にまず相談 電話による税の無料相談

公益財団法人日本税務研究センター内(直通) **03-3492-6016**  
月~金 10:00~11:30、13:00~15:30

共催:日本税理士会連合会・(公財)日本税務研究センター 支援:全国税理士共栄会



ご利用無料

## 介護の悩みを電話でサポート 介護無料相談

24時間365日利用できる電話による介護の相談窓口



ご相談例

- ・介護認定を受けるにはどのような手続きをするのか
- ・訪問介護を受けたいが、どこに相談したらよいか
- ・ヘルパーを頼みたいがどうしたらよいか
- ・夫婦で入居できる介護付有料老人ホームを探したい等

業務委託先: SOMPOヘルスサポート(株)

全税共会員専用フリーダイヤル **0120-009-737**  
※全税共会員であることをお伝えください。

入会金割引

## 健康で豊かな人生を全ての人に 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

全税共会員は入会金が割引に

「高度な医療が必要らしいが、どうしたら良いか解らない」  
「専門医の意見を聞きたいが...」  
そんなご要望にお応えするための  
理想的な健康医療サービスをご提供する会員制健康クラブ

提携先: ティーパック(株)

全税共事務代行社 (株)日税ビジネスサービス **0120-155-551**

会員限定特典

ご契約いただくと全税共会員限定の特典付

## ホームセキュリティ

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます



こんな方におすすめします!

- ・高齢の両親と離れて暮らしていて心配
- ・共働きで留守にすることが多い
- ・女性だけの家庭なので心配等

提携先: セコム(株)

セコムホームマーケットデスク **0120-756-892**  
<9:00~18:00> ※全税共会員であることをお伝えください。

## 高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート みまもりサポート

全税共会員限定の割引有

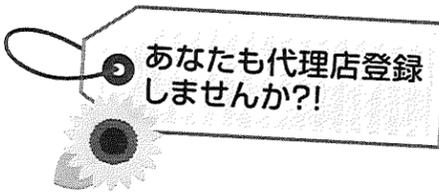
安心して老後の生活を送りたい、  
もしものときの「駆けつけ」から、  
ちょっとした体調に関する「相談」まで。  
家族みなさんの安心をお約束いたします。



提携先: 総合警備保障(株)

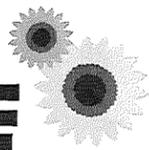
ALSOK  
テレフォンサービスセンター **0120-39-2413**  
<24時間対応> ※全税共会員であることをお伝えください。

会員限定割引



新たな収入源で事務所を元気に!

# 税理士VIP代理店



関与先にVIPを勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

## 税理士VIP代理店 3つのメリット

- 1** 事務所の収入源が拡大します  
 保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。
- 2** 関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます  
 VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない  
 ①医療や年金制度など、充実した福祉制度  
 ②円滑な事業承継  
 などに関する詳しい保険知識が習得できます。
- 3** 代理店業務は保険会社がアシストするので安心  
 保険会社は次のサービスを通じて、VIP代理店の仕事をしっかりアシストします。  
 ①代理店経営に関する相談窓口の開設  
 ②保険設計に関する資料提供と支援  
 ③保険販売ノウハウの提供と支援 など



### 税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

## Z1 第22回 税理士VIP代理店 推進キャンペーン

新規に代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

- ◆対象: 税理士会会員
- ◆期間: 2021年1月1日~12月31日
- ◆奨励基準: 期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

※但し、過去のキャンペーンで奨励対象になった方を除く

既に代理店登録されている方には

## Z2 第21回 税理士VIP代理店 業績キャンペーン

- ◆対象: 税理士VIP代理店
- ◆期間: 2021年7月1日~12月31日
- ◆対象契約: 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料 ※100万円以上	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 ※50万円以上	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

税理士VIP代理店に関する詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士VIP代理店提携保険会社

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆エヌエヌ生命 ◆メットライフ生命 ◆明治安田生命 ◆住友生命
- ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命 ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD富士生命

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333  
 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>